

研究倫理委員会細則

専門日本語教育学会研究倫理規程（以下、倫理規程）4(3)記載の研究倫理委員会の構成と役割、委員の選任、調査手順、処分段階を定める。

1. 研究倫理委員会の構成と役割

- (1)研究倫理委員会とは、倫理規定 3 および 4 項(1)に記載した事項に関し、会員・非会員からの訴えにより、あるいは、学会独自の調査により疑義が呈された場合に設置される、臨時委員会である。
- (2)研究倫理委員会は、委員長と若干名の委員で構成する。
- (3)委員の自由な発言と調査を保証するため、委員長以外は匿名とする。
- (4)研究倫理委員会は、疑義が呈された事案について事実確認と真偽判断のための調査を実施し、処分案を幹事に報告する。
- (5)活動に必要な会合費、調査費、旅費などの経費は学会が負担する。

2. 委員の選任

- (1)委員長は、「研究倫理に関する調査手続き」（幹事会内規）にしたがい、当該事案に無関係と判断される役員が会員の中から選任し、事案に関係する役職者を除く幹事会の承認を経て決定する。
- (2)委員は若干名とし、当該事案に詳しく、且つ、公平公正な立場からの発言が期待される会員または非会員を委員長が指名する。

3. 調査手順

- (1)委員長は、委員に事案を説明し、調査方針を検討するための委員会を開く。
- (2)委員長と委員は、事案に関わる客観的事実を調査収集し、必要に応じて関係者と面談する。この際、委員名や調査対象者名などの情報が処分未決定の段階で漏洩しないように注意する。
- (3)委員長と委員は、収集したすべての情報を総合的に判断し、事案の真偽を確認する。
- (4)確認した結果に基づき、処分案を検討、作成し、調査の結果、事案に関係したと考えられる役職者を除く幹事に報告する。
- (5)幹事会は、報告内容と処分案を検討し、最終処分案を決定する。
- (6)委員長は決定事項を関係者に伝え、承諾を得る。不服があれば、再度調査し、処分案と共に再度幹事に報告する。幹事会はこれを最終案とし、公示方法を確認の上、学会が関係者に処分を通達する。
- (7)処分内容に応じて、事案と処分結果を総会、学会誌、ホームページなどに公示する。

4. 処分段階

- (1)学会誌や研究討論会発表における不適切な行為については、下記の一つ、あるいは、複数の処分を適用する。
 - 「業績取り消し」：掲載、あるいは、発表の業績を取り消し、その事実を学会誌などで公告する。
 - 「除名」：調査非協力など極めて悪質なケースにおいては、学会から除名する。
 - 「警告」：不正とまでは言えないが、不注意による重大なミスなどがあった場合に適用する。
 - 「解任」：不正を行った者が学会の幹事・役員に就いている場合は、解任する。
- (2)学会誌や研究討論会発表における不適切な行為について、著者または発表者が、第三者からの指摘以前に、自発的に取り消しを申し出た場合は、2(1)の手順で選任された研究倫理委員長が事実を確認し、「業績取り消し」処分を行う。
- (3)学会誌や研究討論会発表における不適切な行為の疑いが発覚し、処分案決定前に本人（共著者全員）が自発的に取り消しを申し出た場合は、研究倫理委員会が事実を確認し、「業績取り消し」とその他の処分の検討を行う。
- (4)研究費の不適切な使用、ハラスメントなど、論文や発表以外の不適切な行為については、下記の一つ、あるいは、複数の処分を適用する。
 - 「除名」：犯罪に近い不適切行為および調査非協力など極めて悪質なケース、あるいは裁判などで不正の判定がなされた場合は、学会から除名する。

「警告」：不注意による、看過できない不適切な行為・言動などがあった場合に適用する。

「解任」：不適切な行為・言動を行った者が学会の幹事・役員に就いている場合は、解任する。

(5)本学会の論文や発表の査読や採否において、不適切な行為があった場合は、職務を解任し、下記のどちらかを適用する。

「除名」：意図的・確信的行為および調査非協力など極めて悪質な場合は、学会から除名する。

「警告」：不注意による、誤解を受けて当然と思える行為・言動などがあった場合に適用する。

(6)処分は原則として公開するが、公開の手段と範囲は、処分内容および事案の重大性や類似する事案への対応例を参考に、下記の中から幹事会で定める。

段階 1：関係者のみへの口頭報告

段階 2：総会による口頭報告

段階 3：総会資料への記載と口頭報告

段階 4：上記に加え、学会誌への記載

段階 5：上記に加え、学会ホームページへの記載

段階 6：警察への通報、裁判所への告訴

その他：幹事会が定めた処分

5. 慎重な対応への準備

(1) 関係者の研究者生命にも関わる研究倫理処分には、慎重で公平公正な対応が求められる。このため、詳細な手順書を用意し、個人情報管理に十分注意して、処分事例報告を残す。

(2)手順書として「研究倫理に関する調査および処分手続き」を幹事会内規に定める。

(3)本学会誌に掲載された論文あるいは発表された講演が、他学会の研究者によって不適切な扱いを受けた場合についても、個人情報に配慮して対応を記録し、対処の参考事例として会員を支援する。

附則

(1)平成 27 年 3 月 7 日から施行する。

(2)本細則の改廃は、必要に応じて幹事会で議論し、総会の承認を経て行う。